

# ふらわーネット

(中部地域協力ネットワーク)

## 設立総会

\* 令和2年2月18日(火)

午後6時30分から

\* 田無庁舎5階 502・503 会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 来賓紹介・祝辞
- 3 議長選出
- 4 議 事
  - <1>会 則
  - <2>活動内容
  - <3>役 員 会
- 5 議長解任
- 6 役員あいさつ
- 7 閉会

## 目次・資料

- 1 ふらわーネット設立までの協議経過について…………… 1
- 2 設立準備委員名簿 …………… 2
- 3 **第1号議案** ふらわーネット 会則 案…………… 3
- 4 **第2号議案** 活動内容 案…………… 7
- 5 **第3号議案** 役員会 案 …………… 8

## ふらわーネット設立までの協議経過について

会議回数	開催年月	概要
モデル会議 第1回	平成30年 12月6日(木) 防災センター	(1) 地域協力ネットワークの概要、趣旨説明 (2) 参加団体の紹介、情報交換
モデル会議 第2回	平成31年 1月23日(水) 田無庁舎	● 既存団体の定例会視察と交流
モデル会議 第3回	平成31年 2月14日(木) 保谷庁舎	● グループワーク 理想とするまちの将来像と現在との差による地域課題の抽出
設立準備会 全体会議 第1回	令和元年 5月30日(木) 田無庁舎	(1) 設立準備委員会の承認 (2) 準備委員選出 (3) 意見交換と地域課題の共有
設立準備会 準備委員会 第1回	令和元年 6月11日(火) イングビル	(1) 地域協力ネットワーク概要説明と設立工程確認 (2) 全体会議の振り返り及び活動方針・内容検討 (3) 団体キャッチフレーズ検討提案
設立準備会 準備委員会 第2回	令和元年 7月5日(金) イングビル	(1) 団体キャッチフレーズの検討 (2) 活動方針・内容の検討 (3) 団体名称検討提案
設立準備会 準備委員会 第3回	令和元年 8月20日(火) 保谷庁舎	(1) 団体キャッチフレーズ案の検討・決定 (2) 団体名称案の検討・決定 (3) 活動方針の検討・決定
設立準備会 全体会議 第2回	令和元年 10月18日(金) 田無庁舎	(1) 設立準備委員会の協議経過報告 (2) 協議結果報告及び承認 (団体名称、キャッチフレーズ、活動方針) (3) 情報交換及び意見交換
設立準備会 準備委員会 第4回	令和元年 11月21日(木) 田無庁舎	(1) 会則案の検討準備 (2) 設立後活動案の検討 (3) 役員会の検討準備
設立準備会 準備委員会 第5回	令和元年 12月20日(金) 田無庁舎	(1) 会則案の検討 (2) 設立後の役員等体制について検討
設立準備会 準備委員会 第6回	令和2年 1月14日(火) 保谷庁舎	(1) 会則案の修正 (2) 団体名称表記及び団体ロゴ検討 (3) 設立後の活動内容検討 (4) 全体会議進行調整
設立準備会 全体会議 第3回	令和2年 1月24日(金) 田無庁舎	(1) 設立準備委員会の協議経過報告 (2) 協議結果報告及び承認 (団体名称表記、設立後の活動、役員会構成員) (3) 情報交換及び意見交換

# ふらわーネット

(中部地域協力ネットワーク)

## 設立準備委員名簿

(敬称略 50音順)

団 体 名	役 職	氏 名
西東京市福島県人会	事務局長	猪野 滋
田無第二中学校	校 長	井上 雅子
保谷中学校	校 長	遠藤 淳
保谷マンション管理組合	理事長	大橋 真琴
NPO 法人ワークス・コレクティブちろりん村	理 事	苅草 治美
柳和会	会 長	倉島 智
ふれあいのまちづくり住民懇談会 ファミリーたなし	世話人代表	甲本 征之
西東京市防犯協会	事務局次長	高柳 徹
都立保谷高等学校	校 長	長嶋 浩一
橋場商店会	会 長	丸山 公子
大栄商店街	事務局長	皆川 卓哉

## ふらわーネット 会則 案

(名称)

### 第1条

本組織の名称は、ふらわーネットとする。

(目的)

### 第2条

西東京市地域コミュニティ基本方針（平成25年西東京市策定）に示される（仮称）地域協議体として設立し、西東京市の田無町、北原町、保谷町、泉町、住吉町（以下「中部地域」という。）で活動する団体や暮らす人々が、お互いに連携し協力し合うことにより、地域課題を共に考え、安心安全で住みやすいまちをつくることを目的とする。

(会員)

### 第3条

会員は、中部地域において活動する団体若しくは当該団体に所属する個人、又は中部地域に居住する西東京市民（以下「中部地域の住民」という。）であり、本組織の目的に賛同し、参加を希望する者とする。ただし、中部地域における活動、居住等の経験、愛着及び知識を十分に有する中部地域以外（西東京市内に限る）の者が参加を強く希望する場合は、この限りでない。

(事務所)

### 第4条

本組織の事務所は、公共施設を除き、西東京市の区域内において役員会が指定する位置に置くものとする。

(活動基本)

### 第5条

- 1 本組織は、共助の自治組織である。
- 2 特定の個人、法人又は団体の利益を目的とした活動並びに特定の宗教又は政治団体のための活動をしてはならない。

(活動方針)

### 第6条

本組織は、第2条の目的を達成するために、キャッチフレーズとして「WE LOVE 中部」を掲げると共に、次の活動方針を掲げる。

- (1) 地域の子どもたちの意見、発想を取り入れて多世代が参加しやすい取組を進める。
- (2) 若者が地域活動に参画したくなる地域環境づくりを進める。
- (3) 安全、安心で暮らしやすいまちを目指し、地域コミュニティの地域活動をサポートする。

- (4) 暮らしに必要な情報を、受け手に合わせて広く発信する。
- (5) 柔軟に組織体制を見直し、地域コミュニティの地域活動をサポートするための体制を整える。
- (6) 地域コミュニティ同士が連携し、協働するためのきっかけづくりの場となる。
- (7) お互いの程良い距離感を尊重し、みんなが活躍できる場となる。
- (8) 参加会員の求めに応じ、互いの活動を助け合う。

#### (活動内容)

##### 第7条

本組織は、前条の活動方針に基づき、次の活動を行う。

- (1) 安全安心の生活、中部地域における地域活動、地域活性化、本組織の活動等に関する情報をSNS、インターネット、情報誌等を活用して発信又は共有する。
- (2) 会員同士の連携強化及び地域情報を共有するための定期的な情報交換
- (3) 中部地域における地域コミュニティの状況把握及び活動支援
- (4) 中部地域の全ての住民が参加及び協力する地域への愛着の醸成につながる活動
- (5) 中部地域の多様な主体から、地域の課題、本組織の活動等に関する意見を収集する。
- (6) 中部地域における生活の向上につながる活動
- (7) その他、本組織の目的を達成するために必要なこと。

#### (会議)

##### 第8条

- 1 本組織の意思決定は会議における議決によるものとする。
- 2 本組織の会議は、総会、定例会及び役員会とし、本会則に定める代表が招集するものとする。なお、必要に応じて部会等を設けることができる。
- 3 会議の議決については、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 4 会議に関して必要な事項は、本会則に定めるもののほか、別に定めることができる。

#### (総会)

##### 第9条

- 1 総会は、本組織の最高意思決定機関であり、全会員で構成する。
- 2 総会は毎年度1度開催し、次の事項について決議するものとする。
  - (1) 活動の方針及び計画
  - (2) 活動報告の承認
  - (3) 予算及び決算
  - (4) 役員会及び役員等の承認及び解任
  - (5) 会則の制定、改定及び廃止
  - (6) 定例会の構成員の選出及び承認

(7) その他、本組織の運営に必要な事項、及び総会の承認を必要とする事項

3 役員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

(定例会)

#### 第10条

1 定例会の構成員は、次の者を総会において選出し、及び承認するものとする。ただし、年度途中で定例会の構成員となることを希望する団体等がある場合は、定例会において構成員として選出し、及び承認することができるものとし、次の総会にて追認を受けるものとする。

(1) 会員のうち中部地域で活動する団体の代表者又は当該代表者が推薦する者

(2) 前号に掲げる者を除く会員であり、地域活動に熱意がある者

2 定例会は、原則として2か月に1度開催し、構成員の活動、状況等について報告することができるほか、次の事項について決議することができる。

(1) 活動方針及び計画に基づく活動内容

(2) 総会への活動報告内容

(3) 活動の収入事項及び支出事項

(4) 役員会及び役員等の変更案

(5) 会則の改定案

(6) 会員の加入及び退会に関すること

(7) その他、総会に決議を求める事項の決定

(役員等及び役員会)

#### 第11条

1 本組織を円滑に運営するため、次の役員等を置くものとする。

(1) 代表 1人

本組織を代表し、活動を総括する。

(2) 副代表 2人以内

代表を補佐し、代表が事故又は欠員のときはあらかじめ役員会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

(3) 役員 10人以内

本組織の活動の円滑な運営を図るための庶務、事務等を担当する。

(4) 会計 2人以内

本組織の経理を担当する。

(5) 監査 2人

本組織の会計を監査する。

2 役員等は、会員から選出し、総会の承認を得て就任する。

3 会計は役員を兼ねることができる。

4 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 役員等が年度及び任期の途中で退任した場合、代わりとなる役員等は定

例会が選任することができる。ただし、次の総会において承認を受けるものとし、承認を受けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員会は、監査を除く役員等を構成員とし、代表が招集することができる。

7 役員会は本組織の企画、調整、会議が決議する事項その他の運営全般に関することを協議するものとする。

(活動運営経費)

第 12 条

本組織の活動運営経費は、補助金及び寄附金等をもって充当する。

(活動及び会計の年度)

第 13 条

本組織の活動及び会計の年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

(個人情報の保護)

第 14 条

本組織の活動で知り得た個人情報については、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いについては適正を期する。

(その他)

第 15 条

この会則に定めるもののほか、本組織の運営について必要な事項は会議が別に定めるものとする。

附 則

(設立の総会)

1 本組織の設立に関する総会は、設立の準備にあたる組織の事務局が招集するものとする。

(施行日)

2 この会則は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

## 活動内容 案

### 1 設立後の活動

活 動	内 容
① 地域を花で彩る	5つの町で一斉に同じ花を地域住民に配り、家の前等に飾っていただくことで地域を花で彩る。
② 地域イベント・ネットワーク活動情報の発信	地域イベントやネットワークの活動状況などを、情報誌やカレンダーの作成、SNS活用（Twitter、マチマチ、Facebook等）、ホームページの運営等により情報発信する。 ネットワークの参加者が対応可能な範囲内の方法を選択する。
③ 地域の歴史の共有	地域への愛着を深め、より一層の融和を進めるため、旧市それぞれの成り立ちと引き継がれている歴史を共有する。旧市の情報を収集し、情報誌作成、講演会、座談会等により発信する。
④ 情報交換会議	定期的に（2か月に1回）会員が集まり、顔を合わせて交流し、情報交換等を行うための会議を開催する。 防災・防犯、災害時の連絡方法、高齢者支援や交流、地域のお祭り、各種イベント、子育て情報、地域内の課題解決の取組など広範囲な情報を共有する。

### 2 団体ロゴ

ふらわーネットに対する地域住民の認知度の向上、及び活動への参加促進のため、キャッチフレーズを基に考案した以下の団体ロゴを活動等に使用する。



## 役員会 案

役職	定数	候補者氏名	所属団体等
代表	1	苅草 治美	NPO 法人ワーカーズ・コレクティブちろりん村
副代表	2	倉島 智	柳和会
		猪野 滋	西東京市福島県人会
役員	10	大橋 真琴	保谷マンション管理組合
		甲本 征之	ふれあいのまちづくり住民懇談会 ファミリー-たなし
		高柳 徹	西東京市防犯協会 (会計兼任)
		皆川 卓哉	大栄商店街
		丸山 公子	橋場商店会
		※欠員 5 名	
会計	2	高柳 徹	西東京市防犯協会
		未 定	
監査	2	遠藤 淳	西東京市立保谷中学校
		未 定	

(敬称略)

【会員の皆様へのお願い】  
一緒にネットワークの運営に  
携わっていただける方は役員  
会へお声かけください。

